

岐阜県公報

第二千九百二号
平成二十九年十二月一日

(金曜日)

目次

告示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正
 保安林に指定する予定である旨の通知
 皆伐限度面積の公表
 道路の区域変更

(統計課) 六九三
 (治山課) 六九三
 (同) 六九四
 (道路維持課) 六九五

公示

平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験合格者
 大規模小売店舗の新設の届出に関する件
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 公共測量の実施
 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
 平成二十九年年度における地籍調査に関する事業計画の変更
 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
 指定確認検査機関からの変更の届出

(商工政策課) 六九六
 (商業・金融課) 六九六
 (同) 六九六
 (用地課) 六九七
 (技術検査課) 六九七
 (都市政策課) 六九八
 (同) 六九九
 (建築指導課) 六九九

告示

岐阜県告示第五百三十一号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、平成二十九年十二月十一日から適用する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

「産業廃棄物処理動向調査」を「産業廃棄物処理動向調査」に改め
 「濃飛横断自動車道に関するアンケート調査」

岐阜県告示第五百三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
高山市清見町薬野俣字月谷一六一六の一
- 二 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所

中津川市山口二五四の二二
- 二 指定の目的

土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十四号

保安林の平成二十九年年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

保安林区域	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)		
		水源かん養保安林	土砂流出保安林	出
高原川	高山市(旧上宝村の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域に限る。)	1,556.46		396.59
宮川	高山市(旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。)、飛騨市(旧神岡町の区域を除く。)	2,765.51		506.42
庄川	高山市(旧庄川村の区域に限る。)、大野郡	1,388.93		872.24
飛騨川上流	高山市(旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。)	951.20		171.30
飛騨川中流	下呂市	768.76		368.29
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	66.88		258.01
長良川上流	郡上市	992.11		545.01
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	575.75		644.84
揖斐川上流	本巣市、揖斐郡	2,689.02		1,081.88
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	167.55		382.55
木曾川	中津川市、恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。)	631.65		773.74
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	48.10		511.94

矢作川	恵那市(旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。)	47.80	234.82
-----	------------------------------	-------	--------

保安林種 千 青 防 備 林	同一の単位とされる保安林の集団	暫伐面積の限度たる面積 (単位: ha)	
	揖斐郡揖斐川町(旧揖斐川町の区域に限る。)	1.48	
	揖斐郡池田町	17.70	
	郡上市(旧大和町の区域に限る。)	2.84	
	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	4.56	
	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	0.00	
	恵那市(旧恵那市の区域に限る。)	1.46	
	中津川市(旧福岡町の区域に限る。)	2.24	
	下呂市(旧金山町の区域に限る。)	2.30	
	高山市(旧高山市の区域に限る。)	2.11	
	高山市(旧朝日村の区域に限る。)	3.22	
	高山市(旧高根村の区域に限る。)	0.60	
	飛騨市(旧宮川村の区域に限る。)	0.96	
岐阜市	4.00		
保健保安林	郡上市(旧明宝村の区域に限る。)	2.46	
	郡上市(旧和良村の区域に限る。)	1.12	
	多治見市(旧多治見市の区域に限る。)	2.58	
	下呂市(旧金山町の区域に限る。)	7.83	
森林	高山市(旧国府町の区域に限る。)	1.48	
	郡上市(旧白鳥町の区域に限る。)	0.20	

岐阜県告示第五百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
				別	後	前	
県道	海安津八線	同郡同	町大字中須字起五四九番一九地先まで	後	二・五 二九・九	一三・四	
				前	二・〇 二九・九	一三・四	

岐阜県告示第五百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年十二月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
				別	後	前	

県道	
池藤橋線	
揖斐郡揖斐川町上野字畑 尻四三四番二地先から 同郡同町同字同 四三六番四地先まで	
後	前
九 三・九	七 八 三・二
六 四・三	六 四・三

公 示

平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験合格者

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により実施した平成二十九年年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号	受験番号	受験番号
一	八	一〇
一一	一一	一一
一七	一九	二二
二八		

以上十名

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年十二月一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

三洋堂書店下恵土店

四 大規模小売店舗の新設日

可児市下恵土字広瀬五八九六 外
平成三十年七月二十一日

五 店舗面積

一、六六三平方メートル

六 駐車場の収容台数

五七台

七 荷さばき施設の面積

三三、五平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年十二月一日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年十一月二十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社三洋堂ホールディングス

三 建物の名称及び所在地

パロ市橋店 (Bゾーン)

岐阜市市橋二七十一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置しているもの

(変更前) 株式会社三洋堂書店

(変更後) 株式会社三洋堂ホールディングス

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤 和裕

名古屋瑞穂区新開町十八番二十二号

(変更後) 株式会社三洋堂書店 代表取締役 加藤 和裕 外一者

名古屋瑞穂区新開町十八番二十二号

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十九年十一月二十七日から

平成三十年一月二十日まで

四 作業地域

郡上市

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項第四号(廃業等)の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

取消年月	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工業業
平成二十九年九月六日	大和建設株式会社	代表取締役 中村 良平	高山市山田町一三〇一番地	般二十四八五〇二八	建築工業業
平成二十九年九月十四日	株式会社榎岡組	代表取締役 榎岡 典昭	安八郡神戸町大字文六道二〇番地の二	般二十四二八七七	建築工業業
平成二十九年九月二十五日	有限会社村田建設	代表取締役 村田 一哉	土岐市下石町三三九番地の五	般二十七一五三〇三	管工業業
平成二十九年九月二十六日	株式会社飛騨工務店	代表取締役 都竹 雅之	下呂市萩原町羽根四〇四番地	特二十四四〇二七	土木・とび・土工・舗装及び水道施設工業業
平成二十九年九月二十六日	株式会社辰喜建築工芸	代表取締役 大森 昌記	中津川市加子母一八五八番地の四	般二十四一一七五四	鋼構造物工業業

平成二十九年九月二十六日	丸山建設株式会社	代表取締役 井形 克彦	各務原市鷺沼三ツ池町五丁目二五九番地	般二十九 一四四七九	造園工業業
平成二十九年九月二十七日	幡建設株式会社	代表取締役 伊藤 健次	下呂市東上田五八四番地の二	特二十九 二四七六	土木、建築、とび、土工及び舗装工業業
平成二十九年十月二日	株式会社 タイヨウ産業	代表取締役 白井 正仁	羽島郡岐南町三宅八丁目二二〇番地	特二十八 一〇六二六	左官、鉄筋、板金、ガラス、防水、熱絶縁及び建具工業業
平成二十九年十月二日	有限会社 ニューエイムアンドドリホーラムオポラ	代表取締役 大洞 透	岐阜市北島六丁目七番一九号	般二十六 一四八八六	建築工業業
平成二十九年十月四日	上村建設株式会社	代表取締役 上村 聖一	本巢市上真桑一五五〇番地	特二十八 一三〇	管工工業業
平成二十九年十月四日	三和建設工業株式会社	代表取締役 村瀬 勝彦	本巢市政田字柳原二〇八三番地の一	般二十四 三二六一	とび・土工及びタイル・れんが・ブロック工業業
平成二十九年十月四日	池田建設株式会社	代表取締役 池田 信一	各務原市蘇原東栄町二四六二	般二十八 九二九五	土木、建築、大工及びとび・土工工業業
平成二十九年十月四日	渡邊産業株式会社	渡邊富芳	加茂郡富加町高畑三三三六番地	般二十五 五〇〇三五	建築及びとび・土工工業業
平成二十九年十月五日	カネヒコ林建設株式会社	代表取締役 大島 篤史	岐阜市日野北二丁目六番一七号	般二十八 一五五六	建築工業業
平成二十九年十月五日	ナカケン株式会社	代表取締役 中林 厚生	下呂市萩原町跡津一〇四六番地三	般二十九 一一六〇六	建築及び防水工業業

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	平成二十九年十月五日	西濃技建	馬淵勝紀	瑞穂市古橋一三七四一	般二十六 一〇二二四	土木及びとび・土工工業業
			平成二十九年十月五日	株式会社 コウシン電業	代表取締役 黒住 晋司	瑞穂市生津天王東町二丁目二四番地	般二十八 一〇三二三	電気工業業
			平成二十九年十月六日	株式会社 森田環境サービス	代表取締役 森田 浩之	可児郡御嵩町伏見一八三六番地二八	般二十七 五〇〇七五	機械器具設置工業業
			平成二十九年十月六日	有限会社 水野鉄工所	代表取締役 水野 正行	恵那市長島町中野一〇〇七番地の二	般二十四 七〇〇三八	鋼構造物工業業
			平成二十九年十月十日	田島産業株式会社	代表取締役 田島 利幸	高山市松之木町一七四六番地二	般二十八 八五〇〇九	内装仕上工業業
平成二十九年十月二十五日	株式会社 金子建材	代表取締役 金子 嘉秀	岐阜市大福町一〇丁目七番地	般二十四 一〇二三五	左官工業業			
平成二十九年十月二十五日	株式会社 金子建材	代表取締役 金子 嘉秀	各務原市須衛町五丁目九九番地の二	般二十四 三五〇八	建築工業業			

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古田 肇

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十九年における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十九年における地籍調査に関する事業計画の変更

飛 驒 市		変更前	変更後
飛驒市古川町黒内、古川町信包、河合町角川、河合町新名、宮川町大無雁、宮川町落合及び神岡町西の一部	飛驒市古川町黒内、古川町信包、河合町角川、河合町新名、宮川町大無雁、宮川町落合及び神岡町西の一部	平成二九・四・一から 同 三〇・三・三一まで	平成二九・一・二から 同 三〇・三・三一まで
飛驒市河合町二ツ屋及び神岡町石神の一部	飛驒市河合町二ツ屋及び神岡町石神の一部	同 三〇・三・三一まで	同 三〇・三・三一まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市大字落合の一部（山ノ田・井ノ下）
- 三 調査を行った期間
平成二十六年度から平成二十八年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十九年十二月一日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
 - 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市大字落合の一部（井ノ上）
 - 三 調査を行った期間
平成二十八年度から平成二十九年度まで
 - 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍簿
 - 五 認証年月日
平成二十九年十二月一日
- 指定確認検査機関からの変更の届出
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第二項の規定により指定確認検査機関から変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。
- 平成二十九年十二月一日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 届出のあった指定確認検査機関の名称
有限会社みの建築確認検査センター
 - 二 変更しようとする事項
指定確認検査機関の住所

(変更前) 多治見市東町一丁目九番地の三
(変更後) 多治見市宝町一丁目一七番地
三
変更しようとする日

平成二十九年十二月四日

平成二十九年十二月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
一 岐 阜 文 芸 社